

あたたかいご寄付をありがとうございました

【金銭預託】 この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けられます。

（平成28年5月受付分） *印は寄付者意向により金額不記載

【金銭預託】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町 168回目） 5,000円 ○短足おばさん様（北見市） 16,450円

<故人が生前お世話になったため>

○山下 哲生様（留辺蘂町） 50,000円 ○國井 信一様（留辺蘂町） 20,000円

○尾谷 治幸様（端野町） 30,000円 ○麻田 トメ子様（端野町） 10,000円

○谷口 喜代子様（朝日町） 10,000円 ○齊藤 美代子様（端野町） 30,000円

○杉田 弘子様（常呂町） 30,000円 ○阿世賀 美代子様（とん田東町） 20,000円

○村上 清孝様（留辺蘂町） 30,000円 ○吉江 貢様（常呂町） 50,000円

○荒井 益枝様（留辺蘂町） 30,000円